

大個審答申第 168 号
令和 5 年 3 月 31 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例(平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 45 条に基づき、大阪市長(以下「実施機関」という。)から令和 2 年 12 月 23 日付け大東淀保生第 8215 号、大東淀保生第 20020070 号及び大東淀保生第 20020072 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った令和 2 年 11 月 5 日付け大東淀保生第 8169 号による不存在による非開示決定(以下「本件決定 1」という。)、令和 2 年 9 月 8 日付け大東淀保生第 20020013 号による開示決定(以下「本件決定 2」という。)及び令和 2 年 11 月 5 日付け大東淀保生第 20020040 号による不存在による非開示決定(以下「本件決定 3」といい、本件決定 1 から 3 をあわせて「本件各決定」という。)は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

(1) 審査請求人は、令和 2 年 10 月 23 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 12 月ごろ、東淀川区区役所出張所のケースワーカー〇〇が私に対し 1 ヶ月 19081 円で生活しろと言われたそのことがわかる文章や記録」の開示を求める旨の開示請求(以下「本件請求 1」という。)を行った。

(2) 審査請求人は、令和 2 年 8 月 28 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「大阪市東淀川区保健福祉センター所長証明申告書平成 28 年 5 月 16 日、平成 28 年 7 月 12 日受付分すべて。記録すべて平成 28 年 3 月 25 日 平成 28 年 3 月 24 日 平成 28 年 4 月 21 日 平成 28 年 3 月 23 日

(母の)〇〇の情報 別紙参照4枚」の開示を求める旨の開示請求(以下「本件請求2」という。)を行った。

- (3) 審査請求人は、令和2年10月23日、条例第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「平成28年4月6日、ヒガシヨドガワクホゴ費オムツ代8,016円(なぜ4月6日に振込まれたのか、又なぜ返金せと言われたのか) 別紙参照 5枚」の開示を求める旨の開示請求(以下「本件請求3」といい、本件請求1から3をあわせて「本件各請求」という。)を行った。

2 本件各決定

- (1) 実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報に保有していない理由を次のとおり付して、条例第23条第2項に基づき、本件決定1を行った。

記

上記請求内容については、ケース記録票やその他公文書に記録がないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。

実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報を「証明(申告)書(平成28年5月16日受付分)、証明(申告)書(平成28年7月12日受付分)、ケース記録票(平成28年3月23日)(以下「本件文書」という。)及びケース記録票(平成28年3月25日及び4月21日)」と特定した上で、条例第23条第1項に基づき、本件決定2を行った。

- (2) 実施機関は、本件請求3に係る保有個人情報に保有していない理由を次のとおり付して、条例第23条第2項に基づき、本件決定3を行った。

記

上記請求内容について、当時のケース記録票その他公文書を探索したが、経過や理由を示す記録が存在せず、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在していないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年12月3日に本件決定1及び本件決定2を不服として、同月7日に本件決定3を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づきそれぞれ審査請求(以下順にそれぞれ「本件審査請求1」から「本件審査請求3」といい、あわせて「本件各審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1の趣旨及び理由

上記決定を取り消し、開示決定を求める。

ケースワーカーA 後任のケースワーカーB から走り書ではあるが作成した記録をもらっているのだから。ケースワーカーA の言いまちがい聞きちがいかのどちらかと言ったのだから、記録はあるはずです。

2 本件審査請求2の趣旨及び理由

ケース記録票中の白抜き部分（東淀川警察署員名）の開示を求める。

本件決定2において、白抜きされた部分は私の個人情報でもあり、開示すべきである。

3 本件審査請求3の趣旨及び理由

上記決定を取り消し、開示決定を求める。

東淀川区の担当者が上記の8,016円が振り込まれた経緯についての文書・記録があると発言していることから、文書・記録は存在するはずだ。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則(昭和31年大阪市規則第63号)第4条第1項第6号において実施機関である保健福祉センター所長が作成しなければならないものとされており、生活保護の被保護世帯の実態を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成され、その世帯の実態をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するものであるが、何をどのように記載すべきかについて特に定めがなく、実施機関の一定の裁量に委ねられており、一般的な説明や細かいやり取り等を一言一句漏らさず記録するものではない。

審査請求人に係るケース記録票、医療要否意見書等、生活保護事務を行う上で発生する公文書全般（以下「保護記録」という。）には、ケースワーカーが審査請求人に対して1カ月の生活費について言及した記録もなく、保護記録に存在する19,081円という記載は、審査請求人の母が審査請求人の世帯から転出した際に発生した生活保護費の戻入金額の19,081円のみである。

当該戻入金については、東淀川区役所において平成 28 年 1 月に 19,081 円の戻入決定を行い、その後同一世帯であった審査請求人より同月に当該戻入金
が納付されているが、保護記録には当該戻入金に係るケースワーカーの発言
等、審査請求人との対応については記録がなく、実際に本件請求 1 にあるよ
うなやり取りが行われたかは不明であり、当該情報は存在しない。

したがって、審査請求の趣旨にあるような内容について、本件情報をそも
そも作成していないことから実際に存在せず、本件決定 1 を行ったものであ
る。

2 本件決定 2 について

(1) 経過

平成 28 年 3 月 23 日、東淀川区役所にて生活保護を受給していた審査請
求人の母が死亡し、審査請求人は、同年 5 月 6 日、条例第 17 条 1 項の規
定に基づき、実施機関に対し、保有個人情報を持定するに足りる事項とし
て「西淀川区及び東淀川区が保有する母〇〇の生活保護および介護にかか
わる記録（デイサービス、通院、入院等の意見書）」と表示して保有個人情
報の開示請求を行った。当時、実施機関において、審査請求人との交渉及
び同意を経て、当該請求を取下げた上で情報提供を行うこととした。同年
6 月 10 日、審査請求人に対して情報提供を行った際の情報提供資料 5 枚
のうちの 1 枚が本文書である。本件審査請求 2 の趣旨として審査請求人
が開示を求めている東淀川警察署員の氏名については、条例第 19 条第 2
号に該当する非開示情報と判断し、当該情報を除いた部分的な情報提供を
行った。

(2) 審査請求人の主張について

前述のとおり、本文書については、過去に審査請求人に対し情報提供
を行った文書と同一であり、本件請求 2 の参考資料として添付されている
こと等、既に審査請求人自身が保有するものであったため、本件決定 2 を
行うにあたって、審査請求人に対し本件請求 2 に係る趣旨を確認したとこ
ろ、東淀川警察署員の氏名部分の開示に係る説明は一切なく、「既に保有
する同一の文書ではあるが、情報提供ではなく、開示請求という正式な手
続きを経て再度取得したい」旨、繰り返し説明を受けたことから、実施機
関としては本件請求の趣旨を、「過去に審査請求人が実施機関から情報提
供を受けた文書」そのものを特定した上で開示決定を求めるものであると
解釈し本件決定 2 に至ったものである。

仮に、本件請求 2 の趣旨が、ケース記録票（平成 28 年 3 月 23 日）の原

本の写しを求めるものであった場合にも、東淀川警察署員の氏名が記載された内容については死亡した母の情報であり、審査請求人本人に係る情報ではないため、本件請求2の対象外とし白抜き処理を行う必要があり、いずれにせよ審査請求人の主張する東淀川警察署員の氏名部分の開示はできず、同様の決定を行うものである。

3 本件決定3について

本件請求3に係る趣旨を審査請求人に対し確認したところ、当時、東淀川区役所出張所に在籍していた担当職員から審査請求人の母のオムツ代の返金要請を受けたことに対する疑念や、当該職員の対応に対する不信感を汲み取ることができたものの、「正直、何を請求すればいいのかこちらもよくわからない。こちらもう一度検討するが、どの情報を出すかを含め、最終的には東淀川区役所で判断してほしい。」旨の主張であり、本件請求3に係る保有個人情報をもとに具体的に特定するまでには至らなかったが、審査請求人の母のオムツ代支給に係る決裁等の支出関連文書を除く、審査請求人の母のオムツ代支給に係る経過や理由を示す文書である旨の回答を得ることができたため、審査請求人に係る個人情報として当該文書を保有しているか探索した。

実施機関は、審査請求人の母に係るケース記録として、当該オムツ代支給に係る決裁等の支給関連文書は保有しているが、審査請求人の母のオムツ代支給に係る経過や理由については、記載がなく、実際に本件請求3にあるようなやり取りが行われたかは不明であり、当該情報は存在しない。

ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則第4条第1項で「保健福祉センター所長…は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成しなければならない。」とされ、同項第6号の「ケース記録票」に基づき、生活保護の被保護者世帯の実態を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成するものである。また、その世帯の実態をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する事項を記載するものであるが、何をどのように記載すべきかについては特に定めがなく、実施機関に一定の裁量が委ねられているものの、一般的な説明や細かいやり取り等を一言一句漏らさず記録するものではない。

したがって、実施機関が保有する審査請求人の母の生活保護廃止世帯のケース記録には、当該オムツ代支給に係る決裁等の支出関連文書は存在するが、審査請求人の求める当該オムツ代の返金要請や当時の職員とのやり取りについての記録等をそもそも作成していないことから実際に存在せず、本件決定3を行ったものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

本件各審査請求における争点のうち、本件決定1及び本件決定3に係るものについては、特定すべき保有個人情報の有無である。また、本件決定2について、審査請求人は白抜きされた情報の開示を求めているのに対し、実施機関は情報提供資料と同一文書を開示したと主張しているため、争点は審査請求人の主張する「白抜きされた部分」の存否である。

3 本件各請求の決定理由について

実施機関によれば、各決定の理由は次のとおりである。

(1) 本件決定1について

審査請求人に係る保護記録には、ケースワーカーが審査請求人に対して1カ月の生活費について言及した記載はなく、保護記録に存在する19,081円という記載は、審査請求人の母が審査請求人の世帯から転出した際に発生した生活保護費の戻入金額の19,081円のみである。当該戻入金については、実施機関において平成28年1月に19,081円の戻入決定を行い、その後同一世帯であった審査請求人より同月に当該戻入金が納付されているが、保護記録には当該戻入金に係るケースワーカーの発言等、審査請求人との対応については記載がなく、実際に本件請求1にあるようなやり取りが行われたかは不明であり、当該情報は存在しない。

したがって、審査請求の趣旨にあるような内容について、本件情報をそもそも作成していないことから実際に存在せず、本件決定1を行ったものである。

(2) 本件決定2について

実施機関は、平成28年6月に審査請求人の母の生活保護及び介護にかかわる記録を審査請求人に情報提供しており、そのうちの1枚に記載され

ていた東淀川警察署員の氏名については、条例第 19 条第 2 号に該当する非開示情報と判断し、当該情報を除いた部分的な情報提供を行った。本件決定 2 を行うにあたって、審査請求人に対し本件請求 2 に係る趣旨を確認したところ、東淀川警察署員の氏名部分の開示に係る説明は一切なく、「既に保有する同一の文書ではあるが、情報提供ではなく、開示請求という正式な手続きを経て再度取得したい」旨の説明を受けたことから、実施機関としては本件請求 2 の趣旨を、上記の平成 28 年 6 月に審査請求人が実施機関から情報提供を受けた文書そのものと特定した上で、開示決定を求めるものであると解釈し本件決定 2 に至ったものである。

(3) 本件決定 3 について

実施機関が保有する母親の生活保護廃止世帯のケース記録票には、当該オムツ代支給に係る決裁等の支出関連文書は存在するが、審査請求人の求める当該オムツ代の返金要請や当時の職員とのやり取りについての記録等をそもそも作成していないことから実際に存在せず、本件決定 3 を行ったものである。

4 本件各決定の妥当性について

(1) 本件決定 1 及び 3 について

当審議会から改めて実施機関に保護記録を探索させたものの、対象情報は存在しないとのことであり、上記 3 (1) 及び (3) にある実施機関の主張を覆すに足る特段の事情も認められない。また、審査請求人は、実施機関が不存在とした各情報については存在するはずである旨を主張しているが、ケース記録票に何をどのように記載すべきかについては規則上に特段の定めはなく、実施機関に一定の裁量が委ねられており、一般的な説明や細かいやり取り等を一言一句漏らさず記録するものではないことから、仮に審査請求人の主張するやり取りがあったとしても、その内容を記録していないことについては特段、不自然、不合理な点は認められず、存在するはずであるとする審査請求人の主張も実施機関の主張を覆すに足る事実は確認できない。したがって、保有個人情報が存在しないとする本件決定 1 及び 3 は妥当である。

(2) 本件決定 2 について

実施機関は本件請求 2 の趣旨を、「既に保有する同一の文書ではあるが、情報提供ではなく、開示請求という正式な手続きを経て再度取得したい」ものと審査請求人に確認した上で、「過去に審査請求人が実施機関から情

報提供を受けた文書」そのものと特定し、開示決定したものであり、審査請求人は本件決定2における文書の特定については争っていない。審査請求人は実施機関が「白抜き」処理した部分の開示を求めているが、本件決定2に際し情報提供資料そのものを開示したとの実施機関の説明に特段、不自然、不合理な点は認められず、また、実施機関の説明を覆すに足る事実も確認できない。したがって、本件決定2に際して情報提供資料についての加工があったものとは認められず、審査請求人の主張する「白抜き」された部分は存在しないと認められる。

以上のことから、本件決定2は妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井 美智子、委員 岡澤 成彦、委員 塚田 哲之、委員 野田 崇

(参考) 調査審議の経過 令和2年度諮問受理第172～174号

年 月 日	経 過
令和2年12月23日	諮問書の受理
令和3年4月5日	実施機関から意見書の収受
令和4年8月3日	調査審議
令和4年10月12日	調査審議
令和4年11月9日	調査審議
令和4年12月2日	調査審議
令和5年3月31日	答申